

提出意見及びこれに対する県の考え方

- 意見内容の概要（対象区分）：1 申請書類に関するもの
 ■県の考え方の概要（対応区分）：A 既に案に反映しているもの
 B 今後の施策の参考とするもの
 C 案に反映できないもの
 D その他（質問）

意見 番号	対象 区分	意見要旨	対応 区分	県の考え方
1	1	第3号様式の職員名簿には、職名欄にすでに「館長」と記載されているが、必ずしも博物館の長が「館長」とは限らない。園長の場合や所長、センター長、名誉●●長など館長以外の場合も想定されるので、あらかじめ「館長」を記載する必要はないと思われます。ご再考ください。	C	いただいたご意見については、次の理由により、改正案に反映できませんが、ご意見として承ります。 改正博物館法第4条第1項に「博物館に、館長を置く」と規定されていることから、様式において館長を記載するものとしています。なお、館長については、館の運営に関して判断と意思決定をできる者であれば、個別の施設における固有の職名の如何は問いません。
2	1	意見：博物館の登録等に関する規則（改正案）の第3条第3項の「学芸員の資格」は「学芸員の資格等」とすべきです。 理由：原案の「学芸員」が学芸員資格を有する者だとすれば、現職にあつて審査認定で学芸員の資格取得を目指している者や、採用後の実務経験を経て資格取得を目指す者が不利益を被る可能性が大きいと考えられるからです。具体的には学芸員採用の際に学芸員資格の取得を絶対視するような採用条件を設定することが不利益として想定されます。審査認定は改正博物館法においても認められている資格取得方法であり、そのような者が採用時点で資格がないことだけを理由に不採用になるなどの事態は避けねばなりません。また、法改正後は試験認定のチャンスが毎年から隔年に減じられるとのことですが、それならばなおさら採用後に資格取得の見込みがある者の芽を摘むような条件は付すべきではないと考えます。博士の学位を有するなど十分な資格取得の見込みがある者を含めることは、多くの博物館の登録を促し、博物館業界を活性化させようとする法改正の趣旨にも合致することだと考えます。	C	いただいたご意見については、次の理由により、改正案に反映できませんが、ご意見として承ります。 改正博物館法第4条第3項に「博物館に、専門的職員として学芸員を置く」と規定されていることから、学芸員の配置は必要です。 学芸員その他の職員の配置が、県で定める基準を満たしているものであることを確認するため、規則により「学芸員の資格を証する書類等」を求めています。 なお、学芸員以外の資格を証する書類は、「学芸員の資格を証する書類等」の「等」により定めており、ご意見のとおり修正した場合であっても、提出を求め書類は変わりません。